



広島大学情報メディア教育研究センター

スライド資料作成時の注意事項 (詳細版)



他人の著作物を利用する場合は原則、著作権者の許諾が必要です。

「ネットで無料公開されているから自由に使っても良い」とか「出典を示せば引用」といった誤解も多くあります。

- その素材が、どのようなライセンスで公開されているのか、よく確認しましょう
- 以下のような例外規定を使う場合には、必要な条件が満たされているかよく確認しましょう
 - ・ 著作権法第32条(引用)
 - ・ 著作権法第35条(授業の過程における複製・公衆送信など)

ここでは、**許諾なく利用できる例**、**注意が必要な例**をご紹介します。



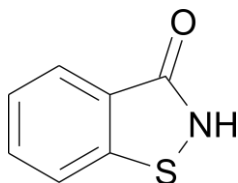
こんな場合は許諾なく利用できます。例えば…

著作物に該当しないもの

著作物とは、思想または感情を創作的に表現したものです。
以下は著作物とはいえません。

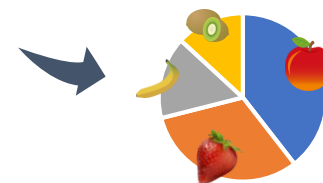
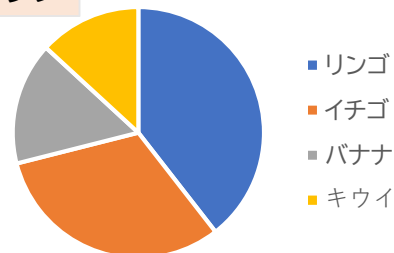
$$x = \frac{-b \pm \sqrt{b^2 - 4ac}}{2a}$$

数式や化学式

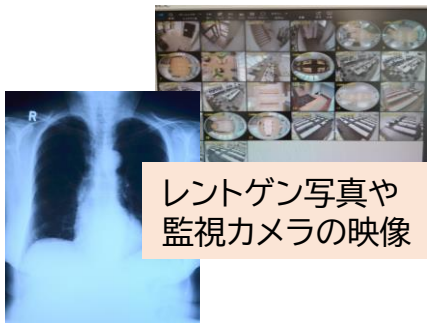


一般的なグラフ

好きな果物



⚠ イラストが入ると、創作性が高くなるので注意が必要です。



レントゲン写真や
監視カメラの映像

⚠ 患者の名前の記載がある場合は、
注意が必要です。



スマホや車などの工業製品



こんな場合は許諾なく利用できます。例えば…

書影

講演で言及・紹介している書籍の書影の利用は、「引用」に該当すると考えられます。



- 書名・著者名(作者・訳者・監修者等)・出版社名などを書影画像と共に正しく明記すること。
- 書影画像の一部を切り取るなどの加工はしないこと。



こんな場合は許諾なく利用できます。例えば…

写り込み

意図せずキャラクターが写り込んでしまったような場合は、著作権侵害には該当しません。



一方、キャラクターそのものを撮影の対象とした場合は、許諾が必要になります。



こんな場合は許諾なく利用できます。例えば…

屋外に恒常的に設置されている美術の著作物

建築物や、公園・歩道などに恒常的に設置されている銅像や彫刻は、それらをメインの被写体として撮影しネット上に転載しても、著作権侵害には該当しません。



販売目的の複製、屋外に恒常的に設置するための複製は除く。



こんな場合は許諾なく利用できます。例えば…

著作権の保護期間が切れている著作物の複製利用

画集などの編集著作物



OK

1点のみ複製



ただし、絵画自体の著作権の保護期間が切れていない場合は、絵画の著作権者から許諾が必要です。



NG

全部複製

選択や配置を複製したことになります。



編集著作物とは…

自分の好みで素材を取捨選択したり、順番や配置にも創意工夫がみられる編集物のこと。

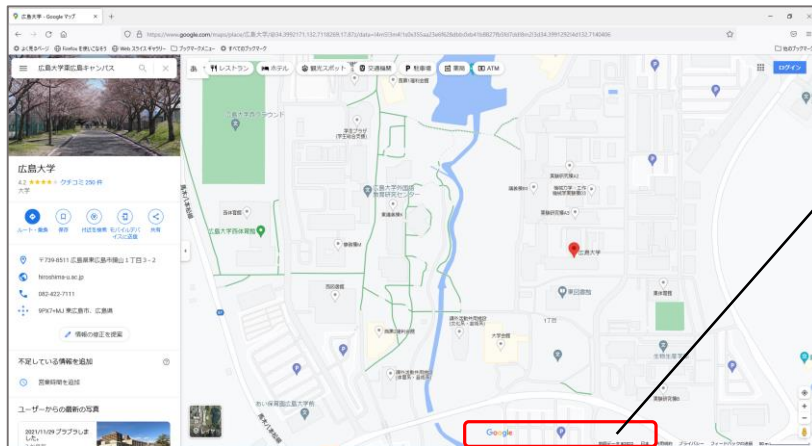
例えば、新聞、百科事典、詩集、雑誌、写真集、論文集など。



こんな場合は許諾なく利用できます。例えば…

Google Map から画像を複製利用する

Google Map、Google Earth、ストリートビューからの画像複製は、Googleの利用規約に従い、権利帰属が明確に表示されていれば許諾なく利用できます。



- ↑この部分が権利帰属表示です。
ここが必ず含まれるよう複製する必要があります。
- ・地図が表示されている間は権利帰属表示する必要があります。
 - ・商用目的の場合は許諾が必要です。
 - ・以下の利用規約を必ずご確認ください。

Google利用規約

<https://www.google.com/intl/ja/permissions/geoguidelines/>





こんな場合は許諾なく利用できます。例えば…

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

提示する条件を守れば自由に使っても良いですよと、あらかじめ著作者が宣言しているものです。

条件は4種類あり、組み合わせてできるCCライセンスは全部で6種類あります。

条件は以下の4種類



表示: 作品のクレジットを表示すること



非営利: 営利目的での利用をしないこと



改変禁止: 元の作品を改変しないこと



継承: 元の作品と同じCCライセンスで公開すること



CCライセンス



CCライセンス: <https://creativecommons.jp/licenses/>





フリー素材のご案内

利用規約は必ず確認しましょう！

いらすとや

<https://www.irasutoya.com/>



Pexels

<https://www.pexels.com/ja-jp/>



JAPAN SEARCH

<https://jpsearch.go.jp/>



illustAC

<https://www.ac-illust.com/>



Flickr

<https://www.flickr.com/>



パブリックドメイン

<https://publicdomainq.net/>



Wikimedia

https://commons.wikimedia.org/wiki/Main_Page



Pixabay

<https://pixabay.com/ja/>



スタジオジブリ作品静止画

<https://www.ghibli.jp/info/013409/>



ICOON-MONO

<https://icoon-mono.com/>



NASA Image and Video Library

<https://images.nasa.gov/>



看護roo!

<https://www.kango-roo.com/ki/>



ぱくたそ

<https://www.pakutaso.com/>



DOVA- SYNDROME

<https://dova-s.jp/>

※作曲者別にライセンス条件が異なる場合あり



白地図専門店

<https://www.freemap.jp/>





こんな利用は注意が必要です。例えば…

ウォーターマーク(透かし)の素材

ウォーターマークは、見本であることを示すために入っているものです。マークが入ったまま利用すると、利用規約違反および著作権侵害になる恐れがあるので、購入したり会員登録してから使う必要があります。



photoAC
<https://www.photo-ac.com/>



PIXTA
<https://pixta.jp/>



iStock
<https://www.istockphoto.com/jp>



shutterstock
<https://www.shutterstock.com/ja>



素材の上にうっすらと素材サイト名などのロゴが入ります。
だいたい、素材の中央あたりに表示されていることが多いです。



こんな利用は注意が必要です。例えば…

引用する必然性がない利用

説明する上で、必要不可欠な画像であることが求められます。

〇〇の研究について

転載した画像

OK

内容に必要不可欠な画像

転載した画像

NG

内容とは無関係な装飾的画像

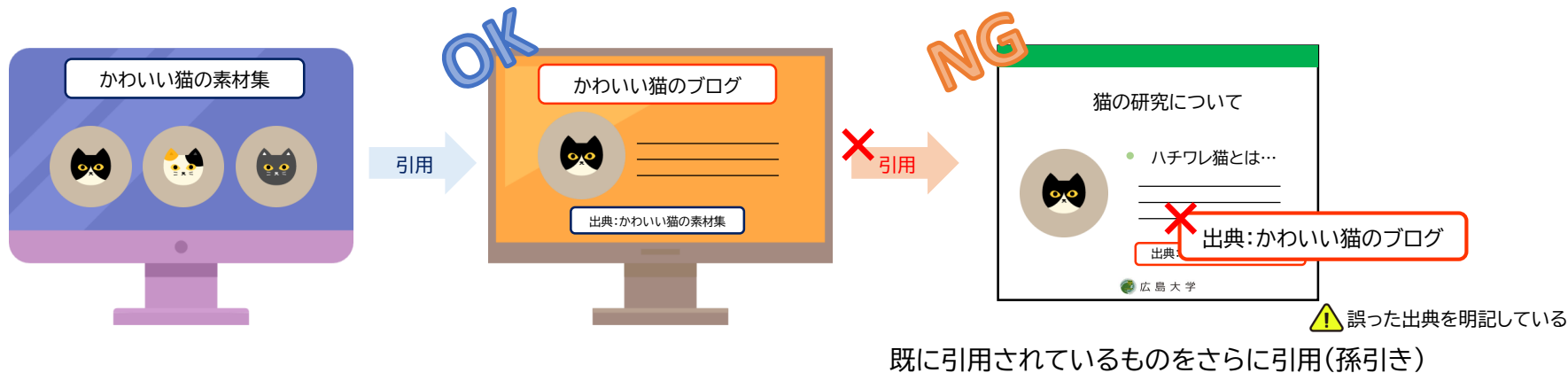
広島大学



こんな利用は注意が必要です。例えば…

ネットで見つけた画像の引用～孫引き～

他人のウェブサイトにある画像を利用する場合、その画像はサイト作成者が著作権を持っているとは限りません。元の画像の出所が不明確なことが多いため、安易な利用は注意が必要です。





こんな利用は注意が必要です。例えば…

ネットで見つけた画像の無断利用

Googleの画像検索にキーワードを入れると、使いたい画像がたくさん出てきます。
しかし、それらを無断利用することは危険です。
ネット上にあるからといって自由に使っていいわけではなく、原則、許諾が必要です。

もしかしたら高額な
有料素材かも！

出典を正しく示すことが
できますか？



どの子もかわいい…❤

フリーや有料素材から
探すことはできませんか？

画像を自分で
用意できませんか？

どうしても
その画像が必要ですか？



一番安全な方法は、自分で撮影もしくは作成したものを使うことです。

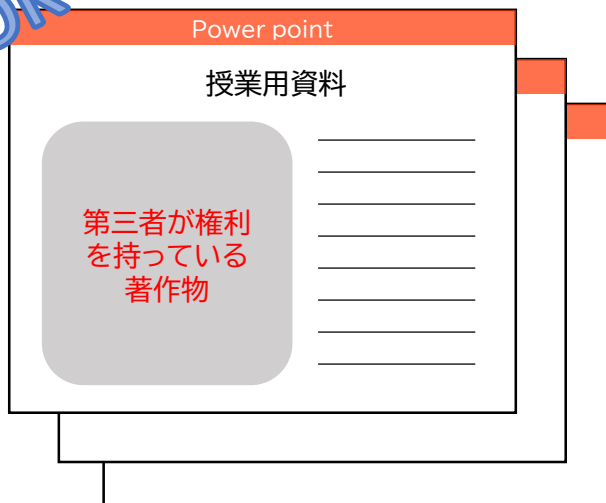


こんな利用は注意が必要です。例えば…

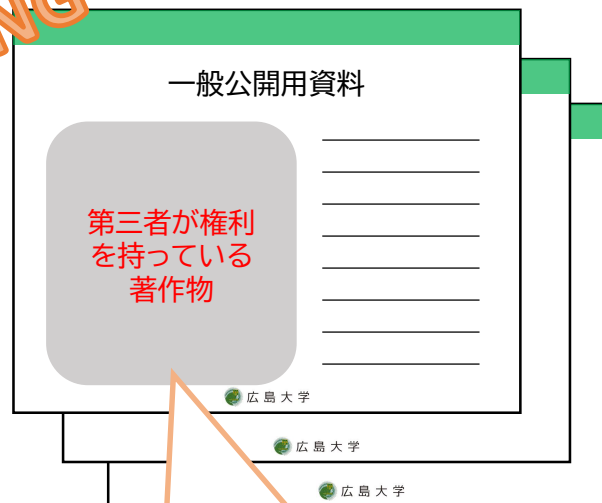
授業用資料の使いまわし

著作権法35条改正により、授業の過程における利用の場合は、一定の条件の下、権利者の許諾なく他者著作物を公衆送信できるようになりました。ですが、一般に広く公開するような場合は、授業と認められないため、これらの資料をそのまま使うことはできません。

OK



NG



著作権者からの許諾が必要です。
※「引用」の範囲内の利用であれば許諾不要



オープンキャンパスでの模擬授業、FD・SD研修等は授業に該当しません。